

議案第7号

令和5年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について

令和5年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について、別紙のとおり議決を求めます。

令和5年3月17日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

◇令和5年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について

1 規則の制定理由

教育行政を適正かつ円滑に執行するため、教育委員会事務局等を構成する機関の所掌事務等の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正

- ・教育環境課の業務の一部を教育センターに移管するとともに、教育センターのG I G Aスクール推進課を廃止し、教育D X推進課を新設することに伴い記載を整理する。
- ・博物館法の改正に伴う引用条項の修正を行う。
- ・附属機関の庶務担当機関の変更を行う。

(2) 教育センターの管理運営に関する規則の一部改正

教育D X推進課の新設に伴い記載を整理する。

3 施行期日

令和5年4月1日

令和5年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。</p> <p style="padding-left: 2em;">教育総務課 略</p> <p style="padding-left: 2em;">教育環境課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p style="padding-left: 2em;">教育人材開発課～体育保健課 略</p> <p>2 教育センター規則第2条の規定により教育センターにおいてつかさどることとされた事務は、次のとおりである。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 学校教育における情報通信技術の活用に関すること。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3 図書館及び博物館においては、次の事務をつかさどる。</p> <p style="padding-left: 2em;">図書館 略</p> <p style="padding-left: 2em;">博物館</p> <p>(1) 博物館資料(博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第4項に規定する博物館資料をいう。以下同じ。)の収集、保管及び展示並びに調査研究に関すること。</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>第18条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)第2条第2項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 教育センター</td> <td style="text-align: center;">総務課、教育企画研修課、 <small>ディーエックス</small> 教育DX推進課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		4 教育センター	総務課、教育企画研修課、 <small>ディーエックス</small> 教育DX推進課	略		<p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。</p> <p style="padding-left: 2em;">教育総務課 略</p> <p style="padding-left: 2em;">教育環境課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 鳥取県教育情報通信ネットワークの運用等に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">教育人材開発課～体育保健課 略</p> <p>2 教育センター規則第2条の規定により教育センターにおいてつかさどることとされた事務は、次のとおりである。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>3 図書館及び博物館においては、次の事務をつかさどる。</p> <p style="padding-left: 2em;">図書館 略</p> <p style="padding-left: 2em;">博物館</p> <p>(1) 博物館資料(博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第3項に規定する博物館資料をいう。以下同じ。)の収集、保管及び展示並びに調査研究に関すること。</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>第18条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 教育センター</td> <td style="text-align: center;">総務課、教育企画研修課、 <small>ギガ</small> GIGAスクール推進課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		4 教育センター	総務課、教育企画研修課、 <small>ギガ</small> GIGAスクール推進課	略	
略													
4 教育センター	総務課、教育企画研修課、 <small>ディーエックス</small> 教育DX推進課												
略													
略													
4 教育センター	総務課、教育企画研修課、 <small>ギガ</small> GIGAスクール推進課												
略													

別表第2（第18条関係）		別表第2（第18条関係）	
附属機関	庶務担当機関	附属機関	庶務担当機関
略		略	
鳥取県立博物館協議会	博物館	鳥取県立博物館協議会	博物館
鳥取県美術資料収集評価委員会	美術館整備局美術館整備課	鳥取県美術資料収集評価委員会	
略		略	

（鳥取県教育センターの管理運営に関する規則の一部改正）

第2条 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則（昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（所掌事務）</p> <p>第2条 教育センターにおいては、次に掲げる事務を行う。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p><u>（4） 学校教育における情報通信技術の活用に関すること。</u></p> <p>（5） 略</p> <p>（6） 略</p> <p>（内部組織及び分掌事務）</p> <p>第3条 教育センターに、総務課、教育企画研修課及び教育^{ディーエックス}D X推進課を置く。</p> <p>2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課・教育企画研修課 略</p> <p>教育^{ディーエックス}D X推進課</p> <p>（1） <u>教育デジタルトランスフォーメーション（デジタル技術の活用による教育の変革をいう。）の推進に関すること。</u></p> <p>（2） <u>鳥取県教育情報通信ネットワークの運用等に関すること。</u></p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第2条 教育センターにおいては、次に掲げる事務を行う。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 略</p> <p>（5） 略</p> <p>（内部組織及び分掌事務）</p> <p>第3条 教育センターに、総務課、教育企画研修課及び^{ギガ}G I G Aスクール推進課を置く。</p> <p>2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課・教育企画研修課 略</p> <p>^{ギガ}G I G Aスクール推進課</p> <p><u>^{ギガ}G I G Aスクール構想（学校において全ての児童生徒が利用することができる通信端末機器及び通信ネットワークを一体的に整備し、情報通信技術の特性を生かすことにより、個々の児童生徒の能力及び特性に応じて個別に最適化された創造性を育む教育を実現させる構想をいう。）の推進に関すること。</u></p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。